

事業評価書 (事前・事後)

平成18年8月

評価対象 (事業名)	関係機関のチーム支援による福祉的就労から一般雇用への移行の促進	
担当部局・課	主管部局・課	職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課
	関係部局・課	

1. 事業の内容

(1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	4	経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること
施策目標	3	労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること
	IV	障害者の雇用を促進すること

(2) 事業の概要

事業内容 (新規・一部新規)				
<p>障害者の福祉から一般雇用への移行を促進するため、ハローワークが関係機関と連携して、障害者に対し一貫した個別支援を行うとともに、障害者を対象としたワンストップ機能を強化し、雇用施策と福祉施策が連携した障害者支援を実施する。</p> <p>(1) 障害者就労支援チームによる一貫した支援の実施</p> <p>福祉施設等を利用する障害者のうち就職を希望する者を対象に、ハローワークが中心となって、当該福祉施設等の地域の支援関係者からなる就労支援チームを設置し、障害者一人ひとりの意欲、能力等に応じた個別の支援計画を作り、就職に向けた準備から職場定着まで一貫した支援を行う。</p> <p>(2) 福祉施設等における訓練と事業所における実習の実施</p> <p>福祉施設等において訓練を受けている障害者に、チームによる支援の中で、福祉施設等における訓練を継続させつつ事業所における実習を経験させる。</p> <p>(3) 障害者を対象としたワンストップ機能の強化</p> <p>全国47所のハローワークに、障害者雇用施策及び障害者福祉施策において提供される就労支援サービスについて一括して相談できる窓口を設置する。</p>				
予算概算要求額				(単位：百万円)
H15	H16	H17	H18	H19
—	—	—	—	105

(3) 問題分析

①現状分析

授産施設や小規模作業所等の福祉施設等を利用している障害者のうち約4割が一般雇用を希望しているといわれるが、実際に一般雇用に移行する者の割合は約1%と極めて少ない状況である。

一方、平成18年4月に施行された(一部10月施行)障害者自立支援法は、福祉から雇用への移行の促進を柱の一つとしており、就労移行支援事業を創設したところであり、今後、福祉施設から一般雇用を希望する者が増えると予想される。

②問題点

福祉施設等においては、一般雇用に関する理解の不足、適切な就労支援ノウハウの不足から、一般雇用への移行の実績を上げられず、そのことがまた、一般雇用への理解の不足になるという悪循環がある。

③問題分析

福祉施設等利用障害者の一般雇用の促進には、一般就労との接点を確保しつつ、②の悪循環を断つとともに、就職の準備段階から、その後の職場定着(雇用の安定)まで視野に入れ、生活面も含めた継続的な支援が不可欠である。

④事業の必要性

福祉から一般雇用への移行を進めるためには、ハローワークが中心となって、福祉施設等、地域の関係者がチームを組み、個々の障害者ごとに職場定着まで含めた障害者就労支援計画に基づき支援していくことが必要である。

(4) 事業の目標

目標達成年度						
政策効果が発現する時期						
アウトカム指標	H19	H20	H21	H22	H23	目標値/基準値
チームにより支援した障害者の就職件数						
(説明)			(モニタリングの方法) 労働局等からの報告			
アウトプット指標	H19	H20	H21	H22	H23	目標値/基準値
チームにより支援した障害者の数						
(説明)			(モニタリングの方法) 労働局等からの報告			
アウトプット指標	H19	H20	H21	H22	H23	目標値/基準値
ワンストップ窓口での						

相談件数						
(説明)	(モニタリングの方法) 労働局等からの報告					
参考指標 (過去数年度の推移を含む)	H13	H14	H15	H16	H17	
(説明)	(モニタリングの方法)					

2. 評価

(1) 必要性

行政関与の必要性の有無 (主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 改正障害者雇用促進法、障害者自立支援法の柱の一つとして、雇用と福祉の連携の強化及び福祉から雇用への移行の促進が掲げられる中で、本事業は、福祉施設等を利用する障害者の雇用への移行を進めることにより、障害者の自立を促進する事業であり行政が関与して進めていくべき公益性の高い事業である。			
国で行う必要性の有無 (主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 国が実施することとなっている職業紹介の一環としてハローワークを中心として全国一律に行うものであり、国が直轄実施する必要がある。さらに、障害者の福祉から雇用への移行の促進は、全国的な課題であり、国が対応することが必要である。			
民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 否	
(理由) ハローワークが行っている職業相談・紹介業務、事業主指導業務と一体的に行うことが効率的かつ効果的であることから、民営化や外部委託は適さない。			
緊要性の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
(理由) 障害者自立支援法が施行され、一般雇用を希望する障害者が増大すると見込まれることから、早急に事業を展開する必要がある。			

(2) 有効性

政策効果が発現する経路
① 雇用、福祉等関係機関の一体的な支援 → 一般雇用への就職、福祉施設等における就労支援のレベルアップ → 福祉から雇用への移行促進
② 障害者に対する就労支援等についての適切な情報提供 → ①の経路に乗る障害者の増加 → 福祉から雇用への移行促進

これまで達成された効果、今後見込まれる効果
関係機関が一体となって支援を行うことで、福祉施設等利用障害者の一般雇用が進み、福祉から雇用への移行が促進される。
政策の有効性の評価に特に留意が必要な事項

(3) 効率性

手段の適正性	
① 福祉施設等利用障害者の一般雇用への移行を促進し、雇用の安定、経済的自立を促進するには、ハローワーク等の関係機関が一体となってチームによる就労支援を行うことが不可欠である。	
② 障害者に対する就労支援についてのワンストップ窓口は、一般雇用への移行支援を中心になって行うハローワークに設置することが適切である。	
費用と効果の関係に関する評価	
雇用、福祉等、各関係機関がそれぞれの専門性により支援を行うものであり、費用的にも効率的である。	
他の類似事業（他省庁分を含む）がある場合の重複の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>
（有の場合の整理の考え方）	

(4) その他

--

(5) 反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成19年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
②各種政府決定との関係及び遵守状況
③総務省による行政評価・監視等の状況

④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）

障害者自立支援法案に対する附帯決議（平成17年10月13日参議院厚生労働委員会）

十五、障害者の雇用の促進に当たっては、障害者雇用促進法に盛り込まれている内容等を踏まえ、障害者雇用の場の創出・拡大に一層努めるとともに、雇用促進のための就労支援サービスと福祉サイドの生活支援サービス等が相互にかつ適切に利用できるためのマネジメント体制の充実を図ること。また、就労移行支援については、障害の特性を踏まえた就労訓練期間等が設定されるよう必要な措置を講ずること。

⑤会計検査院による指摘